

(4) 水道・下水道事業の促進

水道

【現状】

佐渡市の水道は、下表のとおり、10地区で53カ所の水道事業があり、それぞれ別々に水道料金を設定しています。創設が昭和30年代の地区が多く、施設の老朽化が進んでおります。浄水場は、滅菌消毒のみの施設を含め68カ所となっており、普及率は99%でほぼ佐渡市全域に普及しています。

	上水道	簡易水道	計
両津地区	1	23(集落営含む)	24
相川地区	1	9	10
佐和田地区	1	2	3
金井地区	1	1	2
新穂地区		1	1
畑野地区		3	3
真野地区	1	4	5
小木地区		2	2
羽茂地区		2	2
赤泊地区		1	1
計	5	48	53

【課題】

上水道の統合、
簡易水道の統合及び上水道への編入
老朽水道施設の更新
災害対策
水源の確保

【振興方針】

上水道の統合

地方公営企業法を適用している両津、相川、佐和田、金井、真野の上水道、金井東部簡易水道、新穂簡易水道に整備が完了した畑野小倉簡易水道を加えて1つの給水区域に統合し、料金統一を図り、佐渡市上水道事業を発足させます。

統合することにより、工務や維持管理など様々な業務分野で見直しを行い、全体的なコスト縮減に向けて検討します。

簡易水道の統合及び上水道への編入

統合可能な区域から統合整備事業を進めて、整備が完了した所、給水区域の見直しや料金の統一などの条件が揃った所から順次上水道に編入し、経営の一本化を目指します。

老朽水道施設の更新

浄水場等の施設は、各地区各施設の建設年度や老朽度、性能等を比較し、改修の必要性が高い施設から計画的に更新します。

管の更新は、石綿管更新を最優先し、漏水が多発する管の更新、下水道工事路線は下水道工事に併せて計画的に更新します。

災害対策

水道施設は離島の影響が大きく、初期応急復旧する資材調達の遅れや不足、島外からの相互応援の遅れが想定されますので、複数水源の確保、給水タンクや貯蔵品資材の確保、管工事組合との連携、島内資材業者の協力など、離島であるが故、官民を問わない協力体制の確立に向けて検討します。

水源の確保

春から夏にかけて、水不足が懸念される地域があります。また、大きな河川など大量に取水できる地点がありません。更にダム等による一カ所集中型の新たな水源の確保及び浄水場建設は、膨大な費用負担、佐渡市水道事業の規模や地域の特性、料金への影響など様々な条件から現時点では非常に困難と考えられますので、水不足地域の配水池容量の見直し、老朽管及び漏水管更新による有収率の向上などにより、現状水源の有効利用を図ります。また、水不足が懸念される地域の水源確保や災害時における複数水源の確保など、安全でおいしい水の安定供給を念頭に、新たな水源開発に向けて努力を続けます。



浄水場施設

下水道

【現 状】

汚水処理は、公共下水道事業、集落排水事業、合併浄化槽整備事業により促進しています。

公共下水道事業は、国府川処理区、両津処理区、相川処理区、小木処理区、羽茂処理区及び赤泊処理区において計画的に整備を図っているところであり、羽茂処理区を除く5処理区については、すでに供用開始をしており羽茂処理区につきましても平成18年度供用開始を予定しています。下水道事業における処理人口普及率は約40%であり、新潟県平均普及率（約56%）より低位に位置しているのが現状であります。

集落排水事業につきましては、姫津・達者漁業集落排水、多田漁業集落排水及び亀脇漁業集落排水の各地区ですでに事業が完了し供用開始済みであり1日に約1,000人の汚水処理をしているところです。また、江積漁業集落排水、沢崎漁業集落排水及び川茂農業集落排水事業につきましては、現在、事業実施中であり平成20年度供用開始に向け計画的に整備しているところであります。

合併浄化槽整備事業は、公共下水道及び集落排水事業による集合処理に適さない地区を対象に個別処理により整備しているところであり、現在約2,080世帯で稼働しているところです。

市街化の進行により短時間に大量の雨水が流出し既設の道路側溝等の流下能力では処理できない内水氾濫による浸水被害が発生している現状にあります。これらの地区における雨水対策が必要であります。

【課 題】

汚水処理普及の促進と接続率の向上

災害対策

市街地の雨水対策

【振興方針】

汚水処理普及の促進と接続率の向上

汚水処理は、公共下水道の6処理場及び集落排水の6処理施設ならびに個人設置型の合併浄化槽により普及率の促進を図っていきます。集合処理区域、個別処理区域の見直しをすすめ、より経済的で効率のよい汚水処理計画を作成し汚水処理100%をめざします。

汚水処理は海や河川、湖の水質保全・改善を図る重要な施設であるとともに住宅地周辺のドブ等がなくなり蚊やハエの発生を防ぎ生活環境の改善を図ります。下水道等により汚水処理施設の整備後、早期に下水道に接続できるようその必要性の啓発をはかるとともに接続に必要な補助・助成制度を充実し接続率の向上を図ります。

災害対策

下水道施設は、災害、特に震災時には、自然流下を原則としている管路施設への被害が相当に予測されます。膨大な延長におよぶ管路施設の復旧には相当の時間が必要となることから、管路バイパス可能ルートを選定、処理場へのバキューム車運搬受け

入れ施設の建設（し尿含む）、代替処理等を検討していきます。

市街地の雨水対策

市街化の進展、集中豪雨の頻発などによる雨水の低地への到達速度等を見直し既存の都市下水路、雨水管渠の所要断面を再検討し、新設、改築等、雨水流出抑制対策を図ります。

（５）新エネルギー導入促進

【現 状】

環境問題が大きくクローズアップされ、太陽光発電や風力発電など化石燃料を使わない新エネルギーの導入が進められつつあります。

これまで依存してきた石炭や石油などの化石燃料は、近い将来に枯渇する可能性が高く、特にエネルギー資源がほとんどない日本では、エネルギーの安定供給が重要な課題となっています。

一方、太陽光、太陽熱や風力等を利用した新エネルギーは、賦存量が膨大であり、環境負荷低減の観点からも導入を推進していく必要があります。

しかしながら一般にエネルギー密度が希薄で、現時点ではコストが割高であり、自然条件に左右されることが最大の問題となっています。

本市でも、豊かな自然環境を活かし、環境への取り組みをより一層推進し、環境先進地域となって新エネルギーの導入についても、積極的に取り組んでいくことが必要です。



太陽光パネル

【課 題】

地域の特性を活かした自給自足エネルギー導入の推進

総合的、計画的な事業の展開

情報提供等の普及・啓発活動による市民一人ひとりの意識改革

【振興方針】

自給自足エネルギーの推進

大災害発生の場合の長期停電に対応するため、自然を生かした自給自足のエネルギー導入について研究します。

また、佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助制度を推進し、環境にやさしいまちづくりに努めます

自然エネルギーの利活用

これまで以上に地球温暖化対策を進めていく必要があり、本市の新エネルギーの導入促進について、佐渡市全体のマスタープラン作成のため「佐渡市地域新エネルギービジョン」を策定します。

普及・啓発活動

新エネルギーについての情報を提供することにより、市民や事業者への普及・啓発を図り、地球温暖化対策を更に推進していきます。

3. 安全安心のまちづくり

(1) 消防防災・救急体制の整備

【現 状】

消 防

本市の消防体制は、1本部4署2支所1出張所の常備消防とその補完的役割を担う市内の消防団からなり、一体となって消防活動にあたっています。

しかしながら、少子高齢化の影響により、団員の確保が難しくなっており、活動環境整備の在り方について検討する必要があります。

一方、救急業務については、出場件数が増加する傾向があるとともに、急病における全搬送人員の約7割を65歳以上の高齢者が占めるなど高齢者の搬送者数が増加しており、また、搬送人員の約78%が厚生連に搬送され広域医療を担っています。

このようなことから、救急医療行為が迅速かつ的確に行えるよう搬送体制の充実はもとより、人材の育成に努めていく必要があります。

防 災

各地で大規模災害が発生していることを考慮し、市民の生命・財産を守ることは、市の責務であることから佐渡市地域防災計画により、総合的な防災対策・体制の強化を図ることが急務とされます。

これまで、本市が被った大きな災害は風水害でありましたが、中越大震災の発生、また、佐渡島北方沖に地震空白域のあることが発表されるなど、地震・津波災害の発生も懸念されており、市民への情報伝達施設の整備と併せて、これらの災害に対応できる防災体制の充実強化が必要となっています。

【課 題】

- 消防防災・救急機能の整備強化
- ・地域格差の解消
- ・地域防災体制の強化
- 救急・消防施設、設備の近代化
- 自主防災組織等の充実強化



防災訓練

【振興方針】

消防防災・救急機能の整備強化

消防圏域 15 分、救急医療圏域 30 分以内の実現のため、現在常備消防の空白地域である海府地区及び前浜地区に分遣所を建設します。

また、消防本部・署所の適正配置の推進に努め、消防隊、救急隊の現場への到着時間の短縮を図ります。

地域防災体制の強化については、災害状況の早期情報収集及び市民に迅速且つ的確な情報を伝達するため、災害によるダメージが少なく

同時一斉通報が可能な同報系並びに移動系の防災行政無線の整備を推進します。

地域に密着した消防団の活動環境の整備を推進し、入団促進に努めるとともに、消防団の組織見直しや消防機械器具置場、消防自動車、小型動力ポンプ等を計画的に整備します。

訓練内容を充実させ消防団員の資質の向上に努め、さらに大規模災害発生時における役割と組織の充実強化を図ります。

救急・消防施設、設備の近代化

消防防災拠点としての本部庁舎の建設、各種消防車両、装備などを計画的に更新整備します。また、耐震性を有する防火水槽の整備を計画的に進め、消防力の確保を図ります。

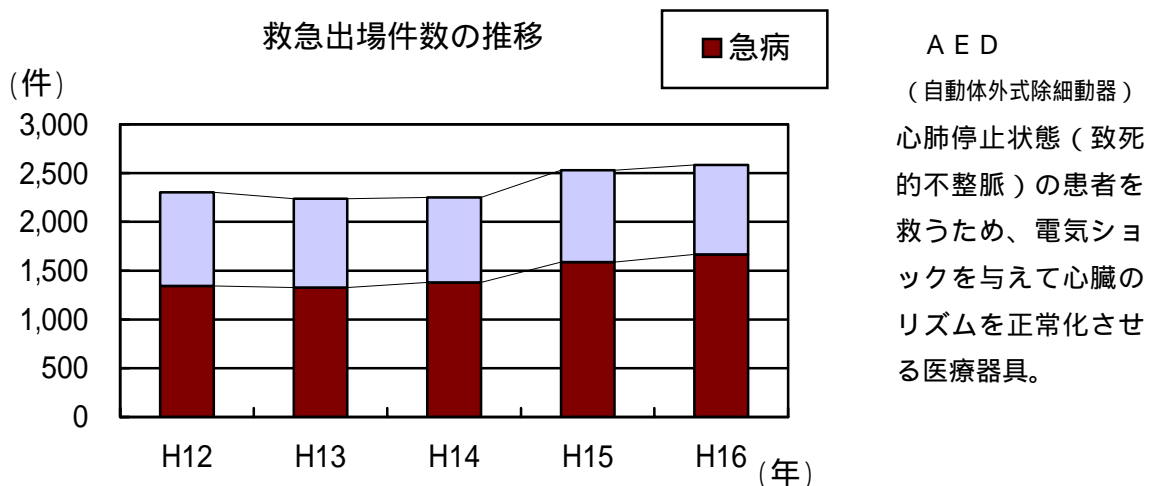
救急については、高規格救急車や高度救命用資機材の整備を促進するとともに救急救命士の養成、救助隊員の資質の向上に努めます。

第3次医療機関への救急搬送に対応するため、臨時ヘリポートの確保を進めるとともに救命率の向上を図るため、普通救命講習等を開催し、住民に対する応急手当の知識・技術の普及啓発とAEDの設置推進を図ります。

自主防災組織等の充実強化

自主防災組織の育成に努め、防災・危機管理教育を行うとともに、自治会、事業所及び各種団体による防災訓練を実施し、市民の防災意識の高揚を図ります。

また、消防団、NPO及び防災ボランティア等との連携方策や活動の在り方を検討し、国民保護法の観点からも住民の避難誘導の役割や相互の協力体制の構築と活動の充実を図ります。

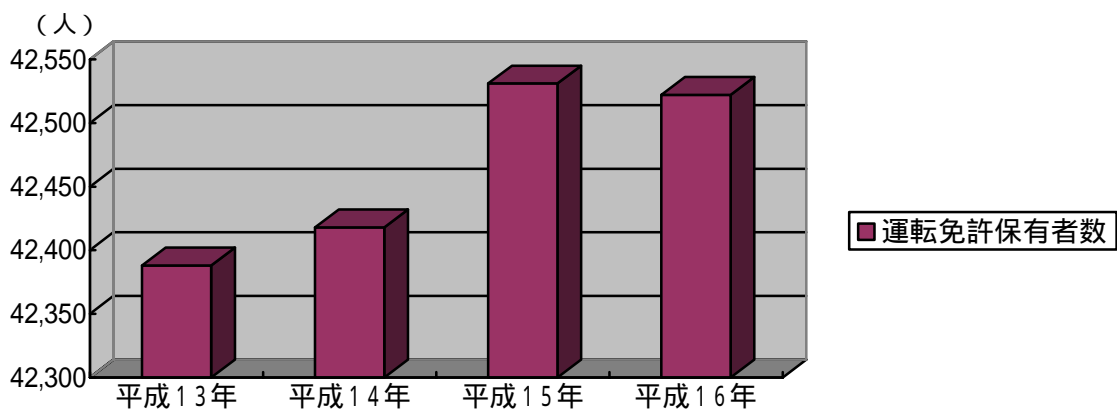
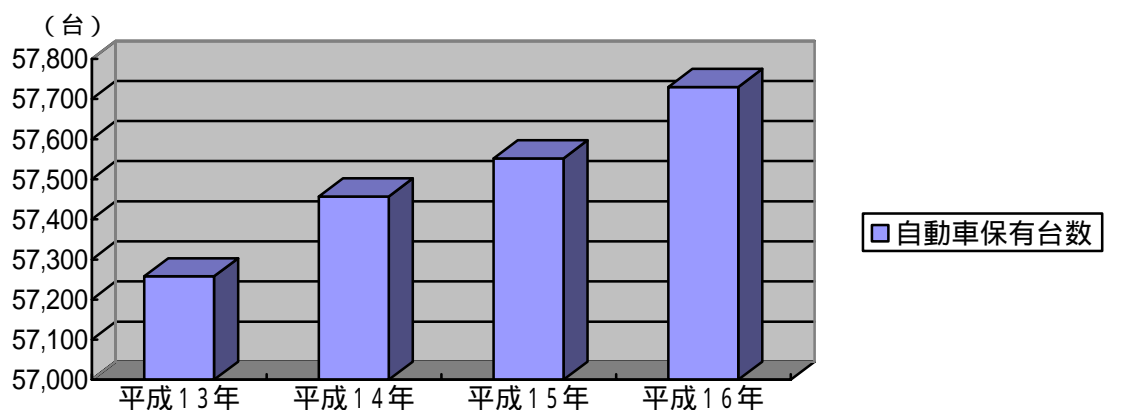


(2) 交通事故防止対策の推進

【現 状】

市内の道路交通事故発生状況は、自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加さらには、自動車を利用した余暇活動の増加等に伴い交通事故が多発しており、死傷者数が減少しません。また、本市の交通事故をみると、人口の高齢化が一層進展し、高齢者に起因する交通事故は増加傾向にあり、被害者となるばかりでなく加害者となる事故も増えています。また、若者が関わった交通事故が多発しているとともに、交通モラルの低下もみられます。

このような状況の中で、交通事故を防止するためには、高齢者の交通安全対策の推進、交通安全施設等の整備及び交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。



【課 題】

交通安全施設の整備充実
交通安全意識の高揚

【振興方針】

交通安全施設の整備充実
交通事故防止の観点から、高規格幹線道路から地区内道路に至る適切に機能分担された安全な道路交通網の体系的整備を進めるとともに、緊急に交通の安全を確保する

必要がある道路において、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等により安全な道路交通環境の形成を図ります。

交通安全意識の高揚

交通安全意識と交通マナーの向上に努め、地域の安全にも貢献できる社会人を育成するため、幼児から成人に至るまでの、段階的な交通安全教育及び高齢者に対する適切な交通安全教育を、県、市、警察、学校、関係団体、家族と連携を図るとともに、指導者の養成・確保、学習教材等の充実、参加・体験・実践型の教育を推進します。



街頭指導

(3) 犯罪のない社会の実現

【現 状】

現代社会においては都市化や情報化の進展などによる社会構造の変化にともない、地域の連帯意識が薄れつつある中で、全国的に凶悪な犯罪が増加する傾向にあります。こうしたことから、市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識を高め、関係機関や団体と連携しながら、犯罪のない地域社会づくりに取り組むことが必要です。

【課 題】

防犯体制の整備

防犯意識の高揚

【振興方針】

防犯体制の整備

市民が安心して暮らせる明るいまちづくりを進めるため、防犯灯の設置など、犯罪防止に配慮した社会環境を整備するとともに、市民の自主的な防犯活動を育成・支援します。

防犯意識の高揚

犯罪のない明るいまちづくりを目指し、防犯に関する情報を市民に提供するとともに、地域の安全は自ら守るという防犯意識の高揚を図ります。

4. 健やかで思いやりのあふれるまちづくり

(1) 健康づくりの推進

【現 状】

わが国の平均寿命は、近年、医学の進歩や生活環境の改善等によって、急速に伸びたことにより、世界有数の長寿国となっています。

このような人口の急速な高齢化とともに、食生活、運動習慣等を基因とする生活習慣病が増え、その結果、認知症や寝たきりなどの要介護状態になってしまう人や心の健康に悩む人などが増加し、深刻な社会問題ともなってきました。さらに、少子高齢社会では、医療費や介護の負担増大も予想されます。

また、母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を安心して産み、ゆとりを持って健やかに子どもを育てるための基盤です。今後、ますます少子高齢化が進む本市において、全ての市民が健やかで心豊かに自立した生活をしていくためには、従来どおりの保健事業を実施するだけでなく、目標値を定め、健康づくりに関連する部局、関係機関、団体等との連携を図りながら、健康増進計画「健康さど21」に基づき、総合的に事業を推進するとともに、市民一人ひとりが、自分の意思によって、健康づくりに取り組めるよう支援していくことが求められています。

「健康さど21」計画の各施策の目標が達成できたかどうか評価し、新しい計画策定に反映させ、より効果的な事業の推進が必要となっています。

【課 題】

生涯にわたる健康づくりの促進

総合的保健事業の展開

市民参加型健康づくりの強化・充実



元気いきいき塾（健康づくり事業）

【振興方針】

生涯にわたる健康づくりの促進

健康は、私たち共通の願いであり、少子・高齢化の進行や医学の進歩などにより、健康づくりや医療のニーズは、高度化、多様化しています。

このため「自分の健康は自分で守る」というセルフ・ケアの思想を広め、「健康さど21」計画に基づき、健康を支える環境づくりを進めるとともに、日常の健康管理や健康相談などのプライマリィ・ヘルス・ケアを重視し、住民がどこに暮らしていても、より身近なところで保健サービスが受けられるよう体制整備を進めます。

総合的保健事業の展開

市民のニーズに応じた総合的な保健サービスの提供基盤の充実に努めるとともに、継続的なサービスの評価やサービス利用者の権利を擁護するなどの円滑な実施を図るための取り組みを推進する。

住民一人ひとりの主体的な健康づくりの推進やボランティア活動の促進など、住民の保健活動への参加を進めるとともに、健康を支える環境を整備することによって、健康寿命を伸ばすことを目指します。

市民参加型健康づくりの強化・充実

市民ニーズの高度化・多様化が進む中で「誰もが、住み慣れた地域の中で、健やかに、生き生きと自立して暮らすことができる社会の実現」を目指すためには、市民の積極的な参画を得て、健康づくりを推進することが必要です。

このため、「自分の健康は自分で守る」という自らの健康管理に取り組むセルフ・ケアの思想とノーマライゼーションの理念を広め、地域における住民主体の活動を展開するための基盤づくりを進めます。

(2) 医療体制の充実

【現 状】

佐渡市の救急医療体制は、高齢社会、災害、事故等の要因から年々増加する搬送件数に対して、市内医療機関での受け入れ体制が十分でないため、緊急を要する者については、航路及び空路を利用し島外の医療機関に依存しています。

市内の医療施設は、市立病院・厚生連を中核とし、6病院で二次医療圏を形成しています。

しかし、高度医療機器の設備や専門医師の配置が不足しているため、島外の医療機関への搬送要因にもなっています。さらには、高齢社会の進展により、特に遠隔地への医療サービスの確保も急務となっています。

主な診療科数

(平成16年12月31日現在)

内 科	呼 吸 器 科	消 化 器 科	循 環 器 科	小 児 科	外 科	整 形 外 科	脳 神 経 外 科	産 婦 人 科	眼 科	耳 鼻 咽 喉 科	歯 科	放 射 線 科	皮 膚 科
39	2	8	3	12	6	7	1	3	5	5	31	4	5

資料提供：(佐渡地域振興局健康福祉環境部)

医療関係従事者数 (平成 16 年 12 月 31 日現在)

医 師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
9 4	3 8	7 6	4 5	2 0	4 2 1	1 8 4

資料提供 : (佐渡地域振興局健康福祉環境部)

【課 題】

- 医療の地域間格差の解消
- 医療ネットワークの確立
- 医療機関への送迎交通手段の確保
- 専門医師の確保

【振興方針】

ますます進む高齢社会に対応するために、医療施設の充実と機能分担を図ります。
遠隔地における医療サービスの地域格差を解消し、行き届いた医療を受けられるよう、医療ネットワーク(病院と診療所、病院と病院の連携強化)を確立するとともに、遠隔地診療、画像診断等の高度な医療の確保を図ります。

医療技術者の養成等、医療支援体制を強化するため、看護学校等の医療教育機関の整備充実に努めます。

遠隔地の高齢者や障害のある人たち等に対する、通院や福祉施設への輸送バス等の運行サービスを充実させていきます。

(3) 地域福祉の充実

【現 状】

高齢者福祉

我が国においては、「人生 8 0 年時代」といわれる長寿社会を迎える一方で、少子化傾向が進んできており、社会の高齢化が顕著となっています。

本市では、過疎化や核家族化とあいまって高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加が、地域社会での重要な課題となっています。

また、当市人口のうち 6 5 歳以上の高齢者が占める割合が 3 4 . 4 % に達しており、全国より 3 0 年進んでいると言われています。

障害者福祉

社会構造の多様化・複雑化等に伴い社会生活の中でストレスを感じる人が増え、精神に障害を受ける人が急激に増えてきています。

当市の身体障害者手帳の交付状況は、3 , 2 2 3 人(平成 1 7 年 4 月 1 日現在)で、前年度より増加しておりますし、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の交付状況についても、前年度より増加しています。

児童福祉

市内には現在、公立保育園30園、へき地保育園5園、児童館2カ所、学童保育5カ所、児童遊園15か所があり、様々な保育ニーズに合わせ、子どもたちの健全育成に努めています。しかしながら保護者は気軽に集える場所や相談できる窓口が少ないため、子育ての孤立感を感じることもあり、このような状況への支援体制としてネットワークの整備が求められています。



保育園 祖父母参観

母子福祉

母子生活支援施設「佐渡市母子寮」は昭和30年に改築され、築50年を経ており、老朽化が著しい状況にあります。また、社会情勢の変化により母子家庭は、年々増加しており、その理由としては、離婚が一番多く、未婚の母子も少しずつ増えているのが現状です。

母子の生活支援については、経済的支援のみならず、子育て力の不足や家庭の解決困難な問題に対処する必要もあります。また、母子家庭に限らず、核家族、共働き家庭の増加は、保育園のサービスのみでは対応に限界があり、母子生活支援施設に子育て支援機能の充実も期待されています。

低所得者等の福祉

経済成長と社会保障制度の整備により、生活困窮者は全体的に減少してきましたが、長引く景気低迷等により被保護世帯数の増加が続いています。

本市においては、過疎化や核家族化の進展等により自立困難な高齢世帯や傷病障害世帯が増えており、被保護世帯に占める高年齢世帯の割合が年々増えています。

また、近年は離婚等により乳幼児を抱える母子家庭が増加する傾向にあり、その支援が必要になっています。

地域福祉

人生80年の長寿社会を迎えた今日、社会生活が多様化、複雑化した現代社会では、

だれもが人生のいくつかの時点で心身の障害を持つ可能性が大きくなっています。

一方で、家庭や地域社会が果たしてきた機能が低下し、障害を持った人が地域社会の中で安心して暮らし続けることが困難になっています。

このような時代を迎え、障害のある人もそうでない人も地域の中で共に生活できる社会こそ自然であり、すべての人にとって住みやすい社会であるというノーマライゼーションの理念を実現する社会づくりを目指す必要があります。

【課 題】

高齢者福祉は、入所待機者が多い介護老人福祉施設等の整備

障害者福祉は、自立支援と社会復帰に向けて取り組むための障害者施設の拡充

児童福祉は、新市建設計画に基づいた保育園統合計画の検討により良質な保育環境の整備推進

子育て支援体制の推進と要保護児童対策協議会の設置

母子福祉は、多様化するニーズに対応した母子生活支援施設の整備

低所得者等の福祉は、適正な援護と生活の向上と安定の促進

地域福祉は、ノーマライゼーションの及啓発と地域福祉活動の推進



高齢者によるグラウンドゴルフ

【振興方針】

高齢者福祉

高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進し、健康寿命を伸ばしていくことが重要です。また、介護が必要な状態になるのを予防する介護予防やリハビリ機能の充実を目指します。

介護保険施策では、介護福祉施設の整備と地域におけるサービス支援体制の拡充に取り組みます。

障害者福祉

障害者の日常生活を支援するためのサービス提供事業者の拡充と相談体制の強化を

行います。

地域ボランティア団体等の発掘育成に努めるとともに、障害者の社会参加の促進と日常生活の質的向上を図ります。また、障害者施設及び通所作業所の整備と就労機会の拡充を図ります。

児童福祉

子どもを安心して産み育てることができる子育て支援政策として、保護者の生活支援、子どもの健全育成のため保育サービスの充実を図ります。また、保育園統合計画に基づく保育環境の整備推進を図ります。

今後は子育て支援情報の周知、ファミリーサポートセンターの設立を進め、延長保育、休日保育、病後児保育、一時保育の実施も行ないます。

保健・医療・福祉・学校保健等、関係機関との連携を図りネットワークの充実を図ります。

母子福祉

現在の母子寮を改築し、母子家庭の支援、及び子育て支援を行います。

低所得者等の福祉

適正な援護を実施するため、訪問による生活実態を的確に把握し、困窮程度に応じた必要な生活保護行政の実施を継続します。

生活の向上と安定した日常生活の確保のため、民生・児童委員、保健師、医療機関との連携を密にして相談・指導体制の充実を図ります。

地域福祉

ノーマライゼーションの意識啓発を行うとともに、地域福祉活動の中心組織である市社会福祉協議会への支援と連携の強化を図ります。また、ボランティア組織の育成と活動を支援します。

障害者や高齢者等が安心して外出し社会参加できるよう、公共的施設や道路等をだれもが使いやすいようにバリアフリー化を進めます。

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者の財産管理や福祉サービス等の利用のため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の定着を図ります。

(4) 社会保障の充実

国民健康保険制度の安定運営の推進

【現 状】

国民健康保険制度は社会保障制度の一環として実施され、その制度発足以来、医療保険の中核として地域住民の医療の確保や健康の保持・増進に大きく貢献し、住民が安心して生活を送るための重要な役割を果たしています。

しかしながら、加速する高齢化社会とともに加入者に低所得者が多いこと、加えて疾

病構造の変化や医療技術の高度化に伴い、医療費は年々増加し保険者にとって、ますます厳しい財政運営を余儀なくされています。

【課 題】

医療費分析を的確に行い、疾病の傾向を把握するとともに、その予防、早期発見に努めることにより医療費を抑制し、住民負担の軽減を図る。

【振興方針】

国民健康保険の事業運営にあたっては、健康教育、健康づくり等の保健事業について関係機関と連携を強化して取り組み、住民の健康に対する意識の高揚を図ることにより、疾病の予防・早期発見、適正な受診、高齢者の生きがい対策等、さまざまなニーズに対応できる体制を充実します。

保険税の適正な賦課と収納率向上に努め、医療費の適正化を促進し国民健康保険制度の安定化を図ります。

国民年金制度の啓発促進

【現 状】

国民年金制度は創設以来、老後や障害、死亡に際し年金を支給して、本人や家族の健全な国民生活を支えるものとして大きな役割を果たしてきました。

現在、公的年金への期待がますます大きくなっている中で、急速な少子高齢化への進行、さらに就労形態が多様化したこと等々、多くの課題が出されている。その中で保険料未納問題が生じており、高齢期の生活基盤を支える主要な柱としての年金制度の運営に大きな影響を与えていることが懸念されています。

【課 題】

年金制度に対する理解を深め、加入対象者に勧奨を行うとともに保険料未納者を解消すること。

【振興方針】

市民の年金受給権を確保するため、制度の周知について効果的な広報・啓発活動に努めるとともに、関係機関と密接な連携をとり、加入対象者への届出促進と保険料未納者の解消に向けた施策を積極的に推進します。